

# 市立砺波総合病院における院内感染対策のための指針

|         |      |    |
|---------|------|----|
| 平成 20 年 | 11 月 | 制定 |
| 平成 21 年 | 10 月 | 改正 |
| 平成 22 年 | 4 月  | 改正 |
| 平成 24 年 | 4 月  | 改正 |
| 平成 27 年 | 5 月  | 改正 |
| 平成 30 年 | 4 月  | 改正 |
| 令和 5 年  | 10 月 | 改正 |

市立砺波総合病院（以下「病院」という。）は、患者さん及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定める。

## 1 院内感染に関する基本的な考え方

病院における院内感染を未然に防止し、感染等発生の際にその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院の責務である。このため、院内感染防止対策を病院全職員が理解し、この指針に則った医療を患者さんに提供できるよう取り組む。

## 2 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

感染制御の知識を有する医師を委員長とし、各部署の代表者等から構成する「院内感染対策委員会（以下「ＩＣＣ」という。）」を、平成 11 年 10 月に設置した。毎月 ＩＣＣを開催し、院内感染予防策の策定や推進を行う。また、緊急時は臨時に同委員会を開催する。同委員会が策定した感染対策を実施するため、「感染制御チーム（以下「ＩＣＴ」という。）」を組織し、感染対策の実務を担当する。また、「抗菌薬適正使用支援チーム（以下「ＡＳＴ」という。）」を組織し、抗菌薬の適正使用に関する実務を担当する。さらに、感染対策の円滑な実施運用のために各部署に「感染リンクナース」を配置し、部署における感染対策を実施する。平成 22 年 4 月に医療安全部内に院内感染対策室を設置し、院内感染に関する病院内全体の問題点などに対応するほか、職員の教育や感染、抗菌薬などに関する相談など実施してきたところであるが、令和 3 年 4 月に第二種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症への対応等の機能強化を目的に院内の組織改編を行い、感染管理部を新設し、その部内に感染対策室を医療安全部から移行設置し、体制強化を図った。

## 3 院内感染のための病院職員に対する研修に関する基本方針

病院職員の感染対策に関する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年 2 回行うほか、必要に応じて行う。

## 4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、院内の感染症の発生状況の把握に努め病院職員に周知し情報の共有に努める。

## 5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症の場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき行政機関へ報告する。

### （１）通常時の報告

感染症患者が発生した場合は、微生物検査係、主治医あるいは担当医、または看護師長から感染対策室に報告する。

### （２）緊急時(重大な院内感染等の発生時)の対応

感染症患者の発生の緊急時(重大な院内感染)には、アウトブレイク発生時の流れに沿って微生物検査係、主治医あるいは担当医、看護師長から感染対策室へ、感染対策室から ＩＣＴに直ちに報告を行う。報告を受けた ＩＣＴは速やかに対策を行い、さらなる感染拡大が予測される場合は、砺波厚生センターへ報告・相談を行い、支援・助言を求め、その指導のもと、終息に向かうよう対策を実施する。

## 6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者さん等に感染対策への理解と協力を得るため、当該方針を院内掲示や病院ホームページに掲載し、積極的な閲覧の推進に努める。

## 7 その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備し、病院職員への周知徹底を図る。また、マニュアルの定期的な見直しを行う。